

○医薬品再評価に関し、資料提出を
必要とする有効成分等の範囲につ
いて—その17

(昭和50年10月16日)
(薬発第928号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛
医薬品再評価の実施については昭和46年12月16
日付け薬発第1179号をもつて通知したところである
が、同通知に基づき下記に該当する品目について、その
資料を昭和51年1月31日までに提出するよう貴管下
関係業者に周知徹底方よろしくお願いする。

記

単味剤たる医療用医薬品であつて、別記の有効成分を
含有するもの。ただし外用剤を除く。

1 消化器官用剤

次に掲げるものまたはその塩類

ウルソデスオキシコール酸
デヒドロコール酸
アネトールトリチオン、
トンプトン
トカンフィル
オサルミド(ヒドロキシフェニルサリチルアミド)
サイナリン
フロランチロン
シクロブチロール(ヒドロキシシクロヘキシル酪
酸)
フェニルプロパノール
ウコン有効成分
塩化アセチルコリン
塩化ベタネコール
塩化カプロニウム
臭化ネオスチグミン
メチル硫酸ネオスチグミン
希塩酸
塩化カルニチン
アズレンスルホン酸
消化を目的とする酵素製剤
乾燥酵母
メトクロプラミド

アプロチニン
シユウ酸セリウム
硫酸銅
胃粘膜抽出物
アカメガシワエキス
その他

消化器官用剤の有効成分として用いられている
成分であつて、これまで明示されたもの以外の
もの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。

2 無機質製剤

次に掲げるもの、またはその塩類

塩化カルシウム
リン酸水素カルシウム
乳酸カルシウム
グリセリン酸カルシウム
グルコン酸カルシウム
グルコノガラクトグルコン酸カルシウム
L-アスパラギン酸カルシウム
ジヒドロタキステロール
塩化カリウム
酢酸カリウム
硝酸カリウム
炭酸カリウム
酒石酸水素カリウム・ナトリウム
L-アスパラギン酸カリウム
リン酸ニカリウム
ヨウ化カリウム
ヨウ化ナトリウム
ヨウ化プロロニウム
ヨウレチン
ヨードカゼイン
亜ヒ酸
三酸化ヒ素カリウム
還元鉄
硫酸鉄
フマル酸第一鉄
オロチン酸第一鉄
コハク酸第一鉄

グルクロン酸第一鉄

乳酸鉄

鉄・炭素末

アミノ酢酸硫酸鉄

グリシン酸第一鉄カルシウム

デキストリン鉄

デキストラン鉄

鉄ソルビットクエン酸複合体

含糖酸化鉄

コンドロイチン硫酸鉄

グルコン酸第二鉄

スレオニン鉄

その他

無機質製剤の有効成分として用いられている成

分であつて、これまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を
標榜するものを含む。

3 血液・体液用剤

次に掲げるものまたはその塩類

ブドウ糖

果糖

キシリトール

ソルビトール

マンニトール

レートリプトファン

塩酸リジン

シスチン

胎盤有効成分

ダイズ油製剤

ゴマ油製剤

塩化アンモニウム

塩化ナトリウム

乳酸ナトリウム

デキストラン70

デキストラン40

その他

血液・体液用剤の有効成分として用いられてい

る成分であつて、これまで明示されたもの以外の

もの

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標
榜するものを含む。